

令和 3 年

第 1 3 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 1 1 月 8 日

前橋市農業委員会

令和3年 第13回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年11月8日午後2時01分
- ・閉会日時 令和3年11月8日午後3時32分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

15番 松島 敏男

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則
主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀	嘱託員 古市 直子	

・その他の出席者

農政課 課長補佐 田嶋 信也 副主幹 阿久澤 光彦

・付議事件

- （1）議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第73号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第75号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- （6）農地転用等の意見聴取の結果について
- （7）令和4年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について

鵜野局長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年第13回農業委員会総会を開催いたします。
深町会長 鵜野局長	開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
	◇（挨拶） 続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、15番松島 敏男委員の1名であります。 従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。 それでは、ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和3年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定によりまして、議事録署名委員を指名させていただきます。20番 青木 朱美委員、22番 須田 一男委員をお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から21番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号1番から20番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、2番、20番につきましては、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
10番委員 （4班班長）	報告させていただきます。まず、はじめに資料については、タブレットをご覧いただけたらと思います。申請内容の概略をまとめたものです。 整理番号3条の2番です。申請地は堀越町にあります。申請理由は、現在、ナス、タマネギ、ハウレンソウ、ダイコンの農業経営を行っていますが、申請により規模拡大を図りたいということです。面接は譲受人本人が来られました。規模拡大を図りたいため、昨年から群馬県立農林大学校にて研修を受けていたとのことです。申請地は許可を得ないで農地を借り、ナスを作付けしていますが、良く管理されていました。農業機械はトラクター、管理機等です。従業員はバイト5人ほどで、JA前橋市へ出荷しています。今後、現在の3倍くらいの1.5haまで規模拡大を図り、農業経営をしていきたいとのことです。調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力、さらに営農計画の整合性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。 続きまして、整理番号3条の20番です。申請地は富士見町小暮地内の農用地区域内にある農地です。現在、キュウリ、ナス、チンゲンサイの農業経営を行っていますが、申請により、約5,000㎡の田を借りて、ハウレンソウの作付けをし、農業経営の規模拡大を図りたいということです。面接には譲受人本人が来られました。農業をやりたいということで、関係機関からの紹介でこの場所を選んだそうです。また農作業の研修は、D r . G R E E N株式会社で受けました。昭和村にいたときはハウレンソウの収穫、袋詰め作業を行っていたとのことです。農業機械はトラクター2台、マルチャー、播種機を所有。現在は夫婦と雇用者1名の3名で従事していますが、のちに3名増員を予定しているそうです。今後、5haの規模拡大の計画をしていきたいそうです。調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力、さらに営農計画等の整合性があることから、就農、営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
1 7 番委員	整理番号 8 番と 9 番は交換と書いてありますが、前回、自分たちが交換と言ったときには、交換というのは結構、難しいと聞いたのですが、簡単に出てきたので、何か変わった点はあるのですか。同程度の土地でも、交換は手続きが難しかったですよね。
議 長	事務局、お願いします。
佐藤副主幹	面積が同程度で、農地法 3 条の中に交換という申請がありますので、今回、交換の申請ということになっております。以前から変わったとは、聞いておりません。
1 7 番委員	同じ程度なら問題ないということですか。
深澤係長	お答えさせていただきます。面積が全く違うということになりますと、交換ではなく、一部、面積が大きい方は贈与に当たるとか、税金上の手続きに問題が出て来ますので、概ね同じ地区で同じ面積であれば、それは可能になります。さらに農地法 3 条の要件を持っている方であれば可能です。
1 7 番委員	同じ面積というのは、どの程度の違いが許されるのですか。
深澤係長	評価額がそれほど大きく変わらないということですね。
1 7 番委員	分かりました。
1 8 番委員	1 8 番です。整理番号 1 番ですが、この譲受人は何を栽培する予定ですか。
議 長	事務局、お願いします。
佐藤副主幹	すでにやっているところですが、9 月の終わり頃に現地を確認したところ、ミョウガが植えてありました。申請の方では、他にオレンジ、ブルーベリー等の申請内容となっています。
1 8 番委員	これは営農型太陽光の下ですか。
佐藤副主幹	ミョウガ等は営農型太陽光の下に植わっていました。その他、オレンジなどは営農型太陽光の外の部分に植わっていました。
深澤係長	追加でお答えさせていただきます。こちらにつきましては営農型太陽光発電の下を借りて営農をしていたのですが、借りていたところを、今度は譲り受けたいということの申請で、営農型の申請の際に、申請のあったミョウガ、ユズなどの内容に変わりはありません。引き続きという形になります。
1 8 番委員	以前、現地を見たときには、あまり芳しくない状況でしたが、今はどんな状態になっていますか。
深澤係長	管理につきましては、毎年 2 月に報告がありますので、その際には必要に応じて、こちらで全部の調査をして手続きを進めているものであります。2 月に調査をした内容ですが、自作に向けた管理は良好だということで結果が出て報告しています。
1 8 番委員	分かりました。
議 長	他に何かございますか。
1 9 番委員	1 9 番です。1 件、寄付というのがありましたよね。寄付の場合は贈与税というのはかからないのですか。勉強不足で分からないので。例えば、自分の土地を寄付した場合、贈与税がかからないのかどうかを聞きたいのですが。
深澤係長	お答えさせていただきます。こちらは社会福祉法人への寄付ですので、営利目的がありませんので、そもそも税金というのは免除されるのかというところです。この場所ですが、実際、この福祉法人の持っている施設の近くです。今回、譲渡人からの寄付は 2 回目になります。時期は忘れてしまったのですが、何か月前に同じように寄付をしていて、今回も農地を寄付したいという内容で申請を受けております。
1 9 番委員	場所が近くだったら、良いのですか。
深澤係長	近くだったら良いというよりも、実際はその法人が必要に応じて、その農地を使いたいという内容で譲り受けますよ、譲り渡しますよ、という契約が進んでいるところです。
1 9 番委員	分かりました。
1 7 番委員	整理番号 1 5 番について、この農地の売買価格が高いのですが、その土地にそれだけの

	価値があるのか、どのように聞いているか聞いてみたいのですが。
議 長	事務局に確認します。
深澤係長	お答えいたします。場所につきましては、亀里町のいちばん南の方で、県の産業技術センターやベイシアの本社の北西になります。利根川にも近い所です。高速が走っていて、高速の南側はコストコ、前橋南モールがある近くです。農地が広がっている優良農地です。
17番委員	資産価値は分かりました。農業に使うというのは指定されていないのですか。
深澤係長	農地法3条の申請なので、農業で使いたいという内容です。実際には青地なので、除外、転用がすぐできるような場所ではありません。何かあれば青地なので、いろいろな手続きが必要ですが、農地の広がりがあるところです。
17番委員	私達が普通に考えるのは、農業経営で何年で元が取れるのかということです。ですから、何年かのうちに資産価値で売却するのではないのでしょうか。
議 長	売買価格については、当人同士の話し合いの中での価格設定になるので、ここで議論する部分ではないと思います。納得してください。
17番委員	分かりました。
議 長	その他、ございませんか。他にないようでしたら、採決をしたいと思います。
	整理番号21番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号21番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、1番から20番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
小池主事	◇(議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)
	以上、整理番号1番から9番の申請については、農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、9番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
10番委員 (4班班長)	整理番号4条の9番について説明をさせていただきます。申請地は、前橋市立永明小学校から北西約230mに位置する農振農用地区内にある農地です。申請理由は米の価格低下による採算を考え、昨今の健康志向により需要も高く、様々に加工して付加価値の付くキクイモの生産に切り替えるため、この度、作土を入れて、田から畑へ変更するための一時転用の申請です。面接には代理人の方が1名で来られました。農地改良の必要の理由は田の土ではなく、シルト、砂混じりの土が適するため土を入れたいとのことです。搬入土は吉岡町のジョイフル本田の開発現場から畑の土が発生するというので、その土から約4,800m ³ を申請地の東の道から約50cmの高さまで搬入するとのことです。搬入時、道路との間に鉄板を敷き、2tから4tのダンプで1日5台から10台搬入します。その際には、搬入者が交通指導、安全に配慮するそうです。農地改良後の利用計画はキクイモの作付けで、インターネット等での販売を考えているとのことです。調査班としては、被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	キクイモの知識をお持ちの方はいらっしゃいますか。
13番委員	見た目はショウガとサトイモの間のような感じです。血糖値や血圧に良いと言われていて、健康志向の強い人は自分で作っている人が多いです。都会の人に「キクイモをもらった」と話すと、「なかなか売っていないから、是非、譲って欲しい」と言われます。おい

	しいものではないです。
議 長	◇（意見、質問等なし） 他に質問がないようでしたら、採決したいと思います。 整理番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から9番までを許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。 次に、議案第73号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井上主任 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番から3番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第73号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から40番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上、整理番号1番、2番、4番から30番、32番から38番、40番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	整理番号4番から6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
10番委員 （4班班長）	それでは、整理番号5条の4番、5番についてご説明いたします。申請地は、前橋市立大室小学校の北西約250mで、南側は主要地方道前橋・西久保線、西側は県道深津・伊勢崎線、北側は田、東側は水路を挟んで田に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請理由としては、前橋市西大室町でコンビニエンスストアの候補地を検討しており、今回、計画地で地主とも折り合いが付き、計画の運びとなったとのことです。2022年2月に開店する予定です。面接には会社の関係者3名が来られました。東西、南北に走る県道の交通量が要件を満たしているそうです。法人の事業概要は小売店で、全国に21,000店、前橋市に80店舗があります。365日24時間営業のコンビニエンスストアで、雇用予定人数は10人、来客用駐車場台数は普通車26台、大型車4台の計画です。盛土は高いところで30cm、低いところは切土が発生します。土砂等の埋め立てが1,000㎡以上、市の条例により許可が必要な場合は開発許可後、申請を出す予定だそうです。雨水の流出対策は貯水槽を設けて処理をします。安全策は北と南に1.2m高さのフェンスを設置する予定です。農作物に対する影響がないように、外灯照明は内向きに設置するとのことです。調査班としては必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断いたしました。 整理番号5条の6番の説明に移ります。申請地は前橋市富士見保健センターと富士見福祉作業所に隣接し、南側と西側は市道を挟んで宅地、北側と東側は畑に囲まれ、周囲は公共施設や住宅が連なる市街地に近接する小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請人は林業を営んでおり、現在の置場では狭すぎるため、自宅北側の申請地を購入して

	事業拡大を図りたいとのことでした。面接には会社の代表者と代理人の２名で来られました。会社の事業概要としては、木材の切り出し、造林を行っています。正規３名、臨時１名の従業員４名で原木の切り出しを行っているそうです。事業規模の拡大、特に丸太の置場として使用したいとのこと。現在は自宅の隣を使用。重機等は現場置きになっており、ここで調整ができ、使用できれば、自宅の裏のため防犯にもなるかと考えているとのことでした。盛土は行わず、周囲に迷惑とならないよう、丸太置場中央に外灯等照明を１か所設けたいということだそうです。調査班としては、資材置場及び駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。
６番委員	６番です。整理番号１９番の申請理由の中に「耕作を継続するのが困難」という記載がありますが、これは申請者の方が高齢になった、あるいは体が利かなくなってきた困難になったのか、そもそも申請地が地形的に、あるいは物理的な理由によって耕作するのが困難になったのか、そのどちらなのか、もし分かったら教えてください。
井上主任	こちらはどちらの理由でもなく、ここに記載のある通り、現在の職業がご夫婦とも会社員で、勤めもしているので、耕作するのが難しいということです。この土地の地形は真四角ではなくて、三角形のような形です。なお、この案件は太陽光発電ですが、今回、申請の中に太陽光発電が何件かあると思うのですが、整理番号３９番以外は固定買取のものではない案件になっています。
議 長	その他、ございますか。なければ採決をしたいと思います。 整理番号３９番は３条申請との関連があるために、後に一括して審議を行います。整理番号３番、３１番を保留とし、整理番号１番、２番、４番から３０番、３２番から３８番、４０番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第７４号 農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号３９番は３条申請との関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号３番、３１番を保留とし、整理番号１番、２番、４番から３０番、３２番から３８番、４０番を許可とすることに決定いたします。 それでは、審議を保留にしました農地法第３条の整理番号２１番、農地法第５条の整理番号３９番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹 井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上、整理番号３９番の申請につきましては、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長 １０番委員 （４班班長）	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。 それでは整理番号３９番についてご説明します。申請地は前橋市総合運動公園から西約３００ｍに位置する農振農用地域内にある農地です。申請理由としては、政府の提唱する再生可能エネルギーの普及に呼応し、太陽光発電施設を設置するとともに、下部で営農を継続したいとのこと。面接には会社の代表者１名が来られました。会社の事業内容は造園が主で、電気工事や昔ながらの農業を行っているそうです。発電施設は自宅近くにもありますが、施設の概要は３１０Ｗのパネル約４４０枚、発電量は１万ｋｗ／月、売上単価は１４円＋税、年間売上１８０万円、設置費用は１，１００万円、維持管理はＡ社が行います。下部の農地にタマネギを作付け、ＪＡに出荷予定で、収穫量は４ｔの見込みです。保有農機はトラクター２台、管理機、草刈り機、バックホー等です。他施設においては育苗が失敗したため、上手くいかなかったとのことですが、ＪＡ等の指導等により、今年は上手く育苗ができています。定植時は６人から７人の人を頼み、順調なら機械を入れてやっていきたいそうです。調査班としては、被害防除対策が取られていることや、転

	用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
18番委員	18番ですが、よろしいですか。ただいまの件ですが、この会社は2年ほど前からやっていると思いますが、今、育苗に失敗したとありましたが、ここ何年間の実績というのは出ていますか。
井上主任	この整理番号39番の申請人が、今回の申請地の近くの城南運動公園、二之宮町の女堀の北側の近くで1か所やっています、そこはパネルが設置されて、タマネギも作っています。事務局で下見に行ったときには、毎年2月に報告していただいています、特に問題はあります。
18番委員	収量なども問題もないわけですか。作ってあったとか、作ってないということではなくて。ある程度の収量はあがっているということですか。
井上主任	今の質問ですが、手元に何kg取れたかという資料がないので、今、報告ができません。今年の2月に職代を含め、事務局で確認をしたときにはタマネギが作付けしてありまして、管理は良好でした。この会社は許可を受けたのは令和元年の9月になります。それなので、まだ最近、許可を受けた案件ですので、多少、収量は出ているかと思います。
18番委員	あくまでも管理がしてあるけれども、収量など具体的な数字はあがってきていないわけですか。
井上主任	手元に資料がありませんので、回答は差し控えたいと思います。
18番委員	分かりました。
議 長	他にございますか。他に質問がなければ採決をしたいと思います。
	農地法第3条の整理番号21番、農地法第5条の整理番号39番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	賛成多数でありますので、農地法第3条の整理番号21番、農地法第5条の整理番号39番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第75号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
森田主事	◇（別途資料朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。
	◇（意見・質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	議案第75号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第75号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
	次に、協議事項1 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見について、協議を行います。事務局の説明をお願いします。
阿久澤副主幹	◇（別途資料朗読、説明）
議 長	ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
18番委員	粗忽な質問ですけれども、こういった計算を基にこの数字は出てくるのですか。
阿久澤副主幹	所得目標ですか。
18番委員	はい、そうです。
阿久澤副主幹	こちらは、まず群馬県が基本方針を定めております。そして過去3年、平成29年から令和元年までの数字を使っています。総務省の家計調査のデータがありまして、日本全国市町村ごとに数字があるのですが、それを基に平均した数字となっております。

1 8 番委員	実質的に、農業者の今の平均に近い数字が出ているわけですか。
阿久澤副主幹	はい。
2 0 番委員	これで460万円から470万円に10万円上がったというのは、こういった理由ですか。
阿久澤副主幹	こちらも先ほどの指標を基に計算して、10万円上がっています。
2 0 番委員	それだけ農家の所得が上がっているということなのですか。
阿久澤副主幹	そういうことです。
2 0 番委員	それから、先ほど説明があった6ページの果樹Ⅱのリンゴ、ブルーベリーから、ブドウになったというのはどういうことですか。
阿久澤副主幹	こちらの営農類型については、中部農業事務所の普及指導課とJAの営農課と確認していますが、最近の新規就農希望者について、リンゴやブルーベリーをやりたいという相談がほとんどないという話を聞いております。最近は流行というのですか、ブドウの相談が増えているということで、こちらの方に載せさせていただいています。
2 0 番委員	分かりました。
1 7 番委員	良く聞いていなかったのですが、これは何年ごとの見直しですか。
阿久澤副主幹	こちらは5年ごとの見直しです。
1 7 番委員	5年ごとですか。自分の経験で言うと、東北の震災があり、雪害でハウスが全部潰れたことがありましたよね。それから5、6年経って、今回はコロナです。これを出すのは良いのですが、良く考えると、5、6年ごとに大きな災害が起きているように思います。自分達が計画を出すのに計画が立たないくらいやられています。そういったことも考慮してください。
1 6 番委員	16番です。「農地利用集積円滑化事業の廃止に伴い、農地中間管理機構への移行」ということですが、何か今までと変わるのですか。これは地区別の検討会というのを今までやっていましたが、そのことですよ。ね。「人・農地プラン」というのは。
阿久澤副主幹	昨年度、農業委員、推進委員の方々にもお世話になって、実質化された「人・農地プラン」を策定しました。
1 6 番委員	あれは集積の円滑化事業だったのではないのですか。
阿久澤副主幹	円滑化事業は廃止になってしまいました。
1 6 番委員	あれはなくなったのですね。
阿久澤副主幹	なくなっています。その代わり、農地中間管理事業の関係に移行となっております。
1 6 番委員	実質的に、現場というか、農業委員などが動こうとすると何かすることが変わるのですか。
阿久澤副主幹	特に変わりません。
1 6 番委員	名前が変わるだけですか。
阿久澤副主幹	また「人・農地プラン」の関係では農業委員、推進委員の方々にはお世話になります。
1 6 番委員	今までやっていたとおり、集まって、相談してというのはなくなるのですか。
阿久澤副主	それはやります。
1 6 番委員	やるのですか。
阿久澤副主幹	例年ですと、だいたい1月か2月に農業委員会の遊休農地検討会と合わせて、「人・農地プラン」の座談会というかたちで行う予定があります。
1 6 番委員	では、あれは廃止になったのではないのですね。
阿久澤副主幹	あれは廃止になってはいません。
1 6 番委員	あれが円滑化事業という認識でいたので、廃止になったというので終わったのかなと思って。分かりました。
議 長	他、どうですか。何かありますか。
1 9 番委員	ここに認定農業者になるための指標が出ていますよね。改正前と改正後がありますが、例えば、一つ酪農を見てみますと、改正前は経産牛が40頭、改正後になると120頭になります。それだけしないと認定農業者には指定されないということですか。

阿久澤副主幹	一応、所得の目標はありますけれど、認定になるとときには概ねという形で数字の約8割を5年後に目指していただければ、認定の方は大丈夫かと思います。
19番委員	今までは認定はアバウトですね。
阿久澤副主幹	今回は、中部農業事務所の普及指導課の方と営農類型別の全てにおいて、見直しを図っておりますので、例えば、先ほど牛の頭数や農地の面積なども変わってきています。これについては基本構想の案を見ていただければ分かるのですが、必要な機械から労働力など見直しを行い、この指標となっています。
19番委員	厳しくなっていますね。
16番委員	トマトは面積が下がっていますね。
阿久澤副主幹	下がっているということは、それだけ売り上げが伸びているということです。
議長	いずれにしても統計による数字の掃き出しなので。
	他に意見があれば、意見として出してください。よろしいですか。それでは意見、質問等、出尽くしましたので、採決をしたいと思います。
	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙手）
議長	全員賛成でありますので、協議事項1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに対する意見については、原案を承認とすることに決定いたします。
	次に、26ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（5）までの内容は、
	（1）法第4条の届出書の受理状況 2件
	（2）法第5条の届出書の受理状況 21件
	（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 11件
	（4）現況証明交付状況について 1件
	（5）相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数 5件
	報告事項（6）は、10月総会において許可した、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。
	次に、報告事項（7）令和4年度前橋市農業施策等に関する意見の回答について、事務局の説明をお願いします。
篠崎副主幹	◇（資料の朗読、説明）
議長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら願いいたします。特にございませんか。
17番委員	前橋地区で豚コレラが2例目、あとは桐生市でしたか、事例がありました。普通の対策をしていたのではどうしようもないと思うので、その先に県や市の担当者の人は、どんな方法でこれを鎮静化していくか考えがあったらお聞かせ願いたい。今、現場は大変です。
議長	それは今、意見、要望関係の回答の中の有害鳥獣の対策に絡めたことですか。
17番委員	今は、実際には野生のイノシシにワクチンを与えています。豚には注射ですが、野生のイノシシには予防のワクチンの粒剤か何かを与えているという形なので、イノシシがいなくなれば感染することはないのですが、保菌していても生きられますよね。そういう状況を自分達が見ていて、バランスが悪いなということを改善しないで、ずっと続けているということが、問題になっている地域では、大変、不本意な感じがします。
議長	全頭駆除は不可能ですし、実際にはウイルスを運ぶ媒体が、イノシシだけというのは考えていないと思います。ネズミや鳥もいますし、そういったものが、おそらく感染源だというようなことが、一つあると思うのですが。だから、そういった動物自体を全て駆除することは、まず不可能に近いことです。要は予防策として、イノシシにワクチンの経口薬を食べさせる方法しか、実際はないのではないのでしょうか。それでは全頭捕獲、あるいは鉄砲で撃つなど、何か良い考えがあれば出して欲しいです。
17番委員	すぐ回答して欲しいということではなく、方向性は見間違えない方が良くないと思うので

す。私の方の今の事例を話すと、山にイノシシ除けの柵を作っているのですが、山の畦畔が人の家と自分の家が分からないので、結構、問題になっています。周りを囲んでしまおうと言って囲むのですが、その土地が他の人の土地だという話が出てきて、そのところには揉めないように、自分が森林組合に行ってGPSで測ってもらい、このところを出ているから、下げてくださいというようなことをやるのですよ。だから、豚の生産者にしてみれば、本当に何をしたいのか分からないくらいです。先ほど言ったように、ネズミが媒介するか、死んだネズミをカラスが持ってきて落とすか分からないので、お互いに生産者も苦しんでいるので、できるだけ良い方法があれば、皆で考えて、皆で進めていくのがいちばん良いのではないかという話だと思います。

議 長

回答の中にも、農業委員会総会等でそういった話があれば、検討したいというようなことも言っていますし、当然、農政課の方もそのあたりのことで携わっているわけですから、色んな意見、方法を可能かどうかは別として、意見としては皆さんが思っているように皆、そういった考えを持っていると思うので、その時に、是非、声を大にして話をしてください。

17番委員
議 長

分かりました。

はい、お願いします。それでは、他はよろしいですね。ないようですので、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

(閉会 午後3時32分)